

## 議案第 6 号

高根沢町都市計画税条例の一部改正について

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日

高 根 沢 町 長      神 林 秀 治

## 高根沢町都市計画税条例の一部改正について

### 1 概要

令和４年度から令和７年度まで課税停止している都市計画税について、令和８年度から課税を再開するに当たり、税率について激変緩和措置を設けるため、所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

都市計画税の税率は「100 分の 0.15」であるところ、令和８年度分の税率については「100 分の 0.08」とします。(附則第 21 項)

### 3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例

高根沢町都市計画税条例（昭和43年高根沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                      | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 附 則<br><u>（令和8年度分の都市計画税の税率の特例）</u><br><u>21 令和8年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用につい</u><br><u>ては、同条中「100分の0.15」とあるのは、「100分の0.08」とす</u><br><u>る。</u> | 附 則 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。